

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）が令和 7 年 1 月 8 日に公布され、育児のための部分休業制度の拡充がなされたことに伴い、本組合の職員についても同様に休業の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を設けるもの。

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等においても、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表